

議案第78号

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条中第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第12条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第20条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第20条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。